

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

利回り株チャンス 13-03（年 1 回決算型）

当社は、3 月 15 日に「利回り株チャンス 13-03(年 1 回決算型)」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色

1 わが国の株式のうち、相対的に予想配当利回りが高いと判断される銘柄に投資します。

※PBR(株価純資産倍率)等から割安と判断される銘柄にも投資する場合があります。

$$\text{予想配当利回り (\%)} = (\text{1 株当たり予想年間配当金} \div \text{株価}) \times 100$$

※予想配当利回りについては、原則として情報提供会社のデータを用いて計算します。

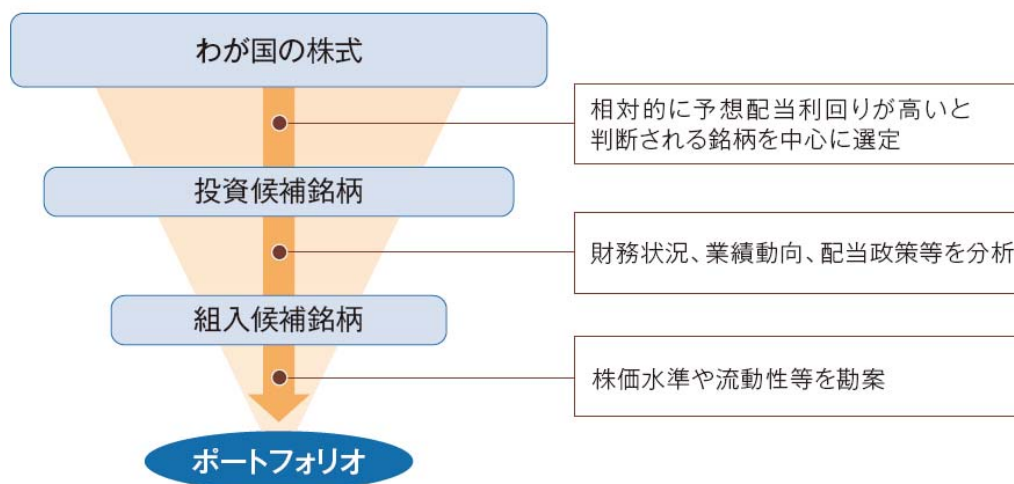
なお、大和投資信託のアナリストの予想を用いて計算する場合があります。

※予想と異なり、配当金額が減額される場合があります。

●運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

- ・わが国の金融商品取引所上場株式のうち、相対的に予想配当利回りが高いと判断される銘柄を中心に投資候補銘柄を選定します。
- ・投資候補銘柄について、財務状況、業績動向、配当政策等を分析し、組入候補銘柄を選別します。
- ・個々の銘柄の株価水準や流動性等を勘案してポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ構築プロセス



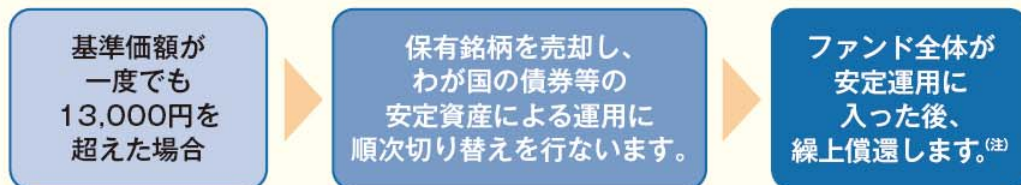
大和投資信託

Daiwa Asset Management

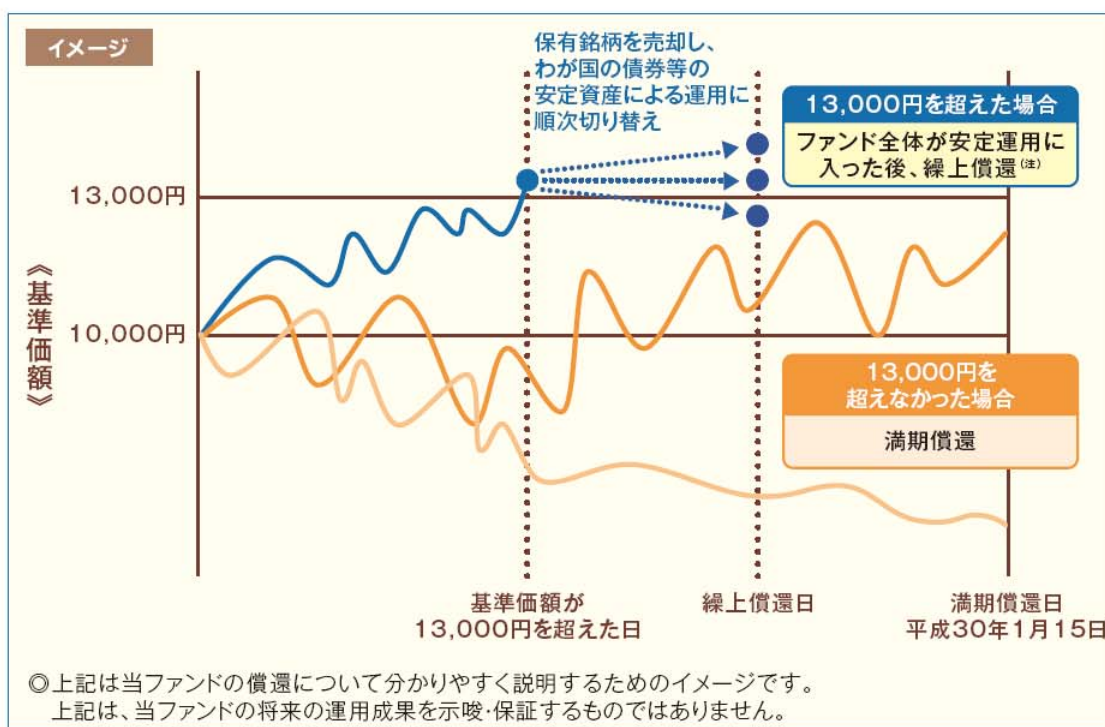
2 基準価額が一度でも13,000円を超えた場合、安定運用に入った後、繰上償還します。

- 基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

繰上償還の仕組み



(注) 基準価額が13,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。



- ※流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合や、株式の権利関係等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が13,000円を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- ※基準価額が13,000円を超えてから償還までの市況動向等により、基準価額もしくは償還価額が13,000円以下となることがあります。
- ※上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が13,000円を超えることを示唆または保証するものではありません。

途中換金時には、信託財産留保額(基準価額の0.1%)が、基準価額から控除されます。

※ただし、基準価額が一度でも13,000円を超えた場合、当該日の翌営業日以降は、信託財産留保額はありませぬ。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および「ファンドの仕組み」の運用が行なわれないことがあります。

3 毎年1月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成26年1月15日(休業日の場合翌営業日)までとします。

分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

4 基準価額が11,000円を超えた場合には、販売会社は購入の申込みの受付けを停止します。基準価額が11,000円以下となった場合には、販売会社は購入の申込みの受付けを再開します。

- 基準価額が11,000円を超えた場合には、販売会社は、**当該日の翌々営業日から**購入の申込みの受付けを停止します。また、いったん購入の申込みの受付けを停止した後であっても、基準価額が11,000円以下となった場合には、販売会社は、**当該日の翌々営業日から**購入の申込みの受付けを再開します。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 3.15%(税抜 3.0%) です。
信託財産留保額	1万口当たり換金申込受付日の基準価額の 0.1% ※ただし、基準価額が一度でも 13,000 円を超えた場合、当該日の翌営業日以降は、信託財産留保額はありませぬ。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率 1.512%(税抜 1.44%) ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6カ月終了日(6カ月終了日が休業日の場合翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
委託会社	年率 0.735%(税抜 0.70%)
販売会社	年率 0.735%(税抜 0.70%)
受託会社	年率 0.042%(税抜 0.04%)
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	利回り株チャンス 13-03 (年1回決算型)
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり) ※ただし、基準価額が最初に13,000円を超えた日の翌営業日以降の換金価額は、換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成25年3月7日から平成25年3月14日まで ② 継続申込期間 平成25年3月15日から平成26年4月8日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。) ※基準価額(1万口当たり)が11,000円を超えた場合には、販売会社は、当該日の翌々営業日から購入の申込みの受け付けを停止します。また、いったん購入の申込みの受け付けを停止した後であっても、基準価額が11,000円以下となった場合には、販売会社は、当該日の翌々営業日から購入の申込みの受け付けを再開します。
設定日	平成25年3月15日
当初募集額	500億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	平成25年3月15日から平成30年1月15日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	● 委託会社は、基準価額(1万口当たり。既払分配金を加算しません。)が一度でも13,000円を超えた場合、わが国の債券等の安定資産による運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。ただし、基準価額が13,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月15日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成26年1月15日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。
販売会社	丸三証券

受託銀行	三菱UFJ信託銀行
------	-----------

5. その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上